

市予約乗合タクシー・コミュニティバスの運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 [障がい者手帳アプリ(ミライロID)をお持ちの方]
内容	① 予約乗合タクシー、コミュニティバス(宮若・飯塚線を除く) 支払い時に障がい者手帳または、ミライロIDの提示で100円割引 ※障がい者と同時に同一区間で乗車する介護者1名(障がい者1名につき)も割引対象 ※エリアワゴン・路線ワゴンは介護者(1名)のみ割引対象(無料) <割引後の運賃> 予約乗合タクシー…200円      コミュニティバス…100円 ② コミュニティバス宮若・飯塚線 支払い時に障がい者手帳または、ミライロIDの提示で運賃半額(10円未満は切り上げ)
手続き	予約乗合タクシーのみ事前の利用者登録が必要です。
窓口	飯塚市役所 地域公共交通対策課 ☎0948-22-5500(内線 1442) fax0948-22-5526

その他の交通機関の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	各交通機関によって対象となる障がいや割引率が異なります。
窓口	【電車】JR新飯塚駅 ☎ 0948-22-0421 fax 0948-22-9645 【バス】西鉄飯塚バスターミナル ☎ 0948-22-3001 fax 0948-25-1844 など、それぞれの交通機関までお問い合わせください。

★このような支援もあります★

身体障害者等除外指定車標章

車両の前面の見やすいところに、標章を提示しているときは、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。標章は警察署交通課に申請すれば交付されます。

対象 身体障がい者手帳(障がいの内容によって等級に制限がありますので、くわしくはお問い合わせください)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

問い合わせ

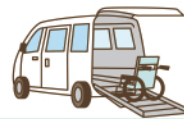
飯塚警察署交通課

☎/fax 0948-21-0110



市営駐車場の割引

対象者	身体障がい者手帳1～3級(下肢障がいのみの場合は4級まで)、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で基本料金のみ無料
手続き	対象の方は、あらかじめ障がい者手帳の中に証明印を押していますので、手続きは必要ありません。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356



福祉タクシー利用券

対象者	下記の障がい者手帳を交付されており、世帯全員が非課税で在宅の方 ・身体障がい者手帳1級 ・視覚、下肢、体幹の障がいの単独等級が2級 ・療育手帳A判定 ・精神障がい者保健福祉手帳1級 ・人工透析の治療を受けている方
内容	支払い時にタクシー利用券の提出で、基本料金を助成 ※小型タクシーに限ります。
手続きに必要なもの	・障がい者手帳      ・印かん ※その年度の3月分までの利用券を発行しますので、次の年度になると 再度申請が必要となります。(4月より受付開始)
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356



タクシー運賃の割引

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で料金の1割引
手続き	必要ありません。
窓口	飯塚旅客自動車協同組合 ☎ 0948-22-3288 fax 0948-29-3591